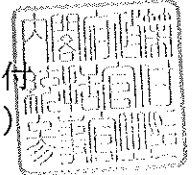


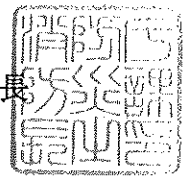
府政防第1010号
消防災第234号
国水砂第27号
平成26年9月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）



消防庁
国民保護・防災部防災課長



国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課長



土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検について（要請）

防災行政及び砂防行政の推進につきまして、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備については、これまでも「土砂災害警戒避難ガイドラインについて」（平成19年4月27日付け国河砂第11号、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知）、「土砂災害に対する防災訓練の実施について」（平成26年2月18日付け消防災第72号消防庁国民保護・防災部防災課長通知、国水砂第98号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）等により、市町村を支援するようお願いしてきたところです。

さて、このたびの広島市における大規模な土砂災害による甚大な被害が発生したことに鑑み、土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検を行いたく、別紙実施要領にもとづき貴都道府県が各市区町村と連携して、実施していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当： 国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課

課長補佐 野村

総合土砂災害対策係長 窪田

電話：03-5253-8466、FAX：03-5253-1610

「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検」実施要領

1. 目的

「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検」は、平成 26 年 8 月 20 日に発生した広島市における大規模な土砂災害を踏まえ、行政の体制整備に係る緊急点検を行うものです。具体的には、土砂災害危険箇所（以下、「危険箇所」という。）について、危険箇所であることの周知状況、情報伝達方法の整備状況、避難場所の周知状況、防災訓練の実施状況等の警戒避難体制に係る現状について点検を行うためのものです。

2. 点検内容

全国の危険箇所（約 53 万箇所）について、市区町村における警戒避難体制の平成26年10月1日現在の整備状況を点検する。具体的には以下の項目の現状について危険箇所ごとに確認する。

(1) 危険箇所であることの周知状況

ハザードマップ等を活用し住民へ危険箇所であることを周知しているか。

- ・周知方法（配布、回覧、広報誌、ホームページ等）
- ・周知頻度（定期的な周知の有無、頻度）

※別途依頼の「土砂災害危険箇所等の緊急周知」で行った周知結果を反映させて下さい。

(2) 避難勧告の発令等

土砂災害警戒情報等の防災気象情報の収集や避難勧告の発令が適切に実施できる体制が整えられているか。

- ・通常勤務時間外や土日祝日等における職員の即応体制（宿日直対応、緊急参集体制確保等）
- ・具体的な避難勧告の発令基準（土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する等）

(3) 情報伝達の方法

土砂災害警戒情報、避難勧告等の防災情報の伝達方法が定められているか。

- ・伝達手段（防災行政無線、広報車、CATV等、電話、ファックス、直接的な声かけ、エリアメール、Lアラート、登録制メール等）
- ・伝達経路（市町村、関係機関、自主防災組織、住民等の情報経路）

(4) 避難場所の周知状況

避難場所を決めて避難経路とともに住民へ周知しているか。

- ・周知方法（配布、回覧、広報誌、ホームページ等）
- ・周知頻度（定期的な周知の有無、頻度）

(5) 防災訓練の実施状況

避難訓練、情報伝達訓練などの防災訓練を行い、いざというときに実行できる体制となっているか。

- ・実施頻度(定期的な開催の有無、頻度)
- ・実施規模(関係機関・住民の連携状況)
- ・実施内容(ハザードマップ等、土砂災害警戒情報の活用)
- ・実施時期(出水期前の実施の有無)

3. 点検の時期

要請後、1ヶ月以内を目途に、都道府県および市町村が連携して点検する。

4. 報告等

(1) 報告様式

危険箇所ごとに点検した結果を別添様式(市町村ごとの集計表)にとりまとめ、提出する。

(2) 報告の提出先

各地方整備局等地域河川課担当窓口まで電子メールにて提出する。

(全般的な問い合わせ先)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 野村・窪田

メールアドレス:nomura-y92ta@mlit.go.jp, kubota-t82ac@mlit.go.jp

電話番号:03-5253-8466(砂防計画課直通)

(3) 提出期限

平成26年10月6日(月)17時

なお、以降、追加報告を求めることがあることを申し添えます。

以 上